

令和6年3月臨時

四万十町教育委員会

会議資料

日 時： 令和6年3月21日（木）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 議案第 1 号 四万十町立学校管理運営規則の改正について
- ② 議案第 2 号 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について
- ③ 議案第 3 号 四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の改正について
- ④ 議案第 4 号 四万十町社会教育委員の委嘱について
- ⑤ 議案第 5 号 四万十町スポーツ推進委員の委嘱について
- ⑥ 議案第 6 号 四万十町窪川 B & G 海洋センター運営委員会委員の委嘱について
- ⑦ 議案第 7 号 四万十町文化財保護審議会委員の委嘱について
- ⑧ 議案第 8 号 四万十町図書館協議会委員の任命について
- ⑨ 議案第 9 号 四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱又は任命について
- ⑩ 議案第 10 号 令和 6 年度教育行政方針について
- ⑪ 議案第 11 号 令和 6 年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員人事異動について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 四万十町立美術館運営審議会委員の委嘱又は任命について

7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事務局	浜田 章克、 味元 伸二郎、 長森 伸一、 東 孝典

議案第 1 号

四万十町立学校管理運営規則の改正について

四万十町立学校管理運営規則の一部を改正する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 2 1 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校管理運営規則の一部を改正する規則

四万十町立学校管理運営規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「児童等の権利に関する条約」を「児童の権利に関する条約」に改める。

第 21 条の 3 第 3 項中「、その他」を「その他」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容）

第 21 条の 4 教育長は、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

四万十町立学校管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町立学校管理運営規則 平成18年3月20日教育委員会規則第18号 (略) (児童等の最善の利益の考慮) 第19条 第14条及び第17条から前条までに規定する措置をとるに当たっては、 <u>児童の権利に関する条約</u> （平成6年条約第2号）第3条第1項の規定により児童等の最善の利益が主として考慮されるものとする。 (略) (事務職員の職名及び職務等) 第21条の3 2 3 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。 (略) (養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容) <u>第21条の4 教育長は、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	○四万十町立学校管理運営規則 平成18年3月20日教育委員会規則第18号 (略) (児童等の最善の利益の考慮) 第19条 第14条及び第17条から前条までに規定する措置をとるに当たっては、 <u>児童等の権利に関する条約</u> （平成6年条約第2号）第3条第1項の規定により児童等の最善の利益が主として考慮されるものとする。 (略) (事務職員の職名及び職務等) 第21条の3 2 3 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容 、 <u>その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (略)

【改正理由】

この規則については、四万十町立小学校及び中学校の管理運営の基本的事項（別に定めのあるものを除く。）を定めています。
今回の改正については、養護教諭及び栄養教諭が専門性を発揮し本来の業務に集中できる環境整備が必要となったことから、新たに「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱」を策定することとしているため、その根拠となる規定を整備するものです。

なお、合わせて字句の修正も行っています。

議案第 2 号

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱を別紙のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 2 1 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四万十町立学校管理運営規則（平成18年教育委員会規則第18号）第21条の4の規定に基づき、養護教諭及び栄養教諭（講師を含む。以下同じ。）の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務」という。）を明らかにすること等を通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(養護教諭の標準職務)

第2条 養護教諭の標準職務は、別表第1に掲げるとおりとする。

(栄養教諭の標準職務)

第3条 栄養教諭の標準職務は、別表第2に掲げるとおりとする。

(養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に係る留意事項)

第4条 養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる養護教諭の標準職務及び別表第2に掲げる栄養教諭の標準職務は、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が行う職務の範囲及びその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。
- (2) 校長は、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。その際に、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等を踏まえつつ、養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に定めること。

養護教諭及び栄養教諭が業務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき、教諭等や養護教諭、栄養教諭の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。

- (3) 養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 養護教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として保健管理に関する こと	健康診断、救急処置、 感染症の予防及び環境 衛生等に関すること	健康診断の実施(計画・実施・評価及び事 後措置) 健康観察による児童生徒の心身の健康状 態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレ ルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
		健康相談及び保健指導 に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健 康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
		保健室経営に関するこ と	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への 周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持をは じめとした保健室の環境整備
		保健組織活動に関する こと	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織(保 健部)等への参画
2	主として保健教育 に関する こと	各教科等における指導 に関すること	各教科等における指導への参画(ティ ーム・ティーチング、教材作成等)

備考

- (1) 養護教諭は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)附則第 14 項に
基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る
事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼
職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭・講師として
当該職務を遂行 することが可能である。
- (2) 校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務で
あっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の
遂行に関する要綱の別表番号 2「主として学校の管理運営に関すること」
に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

別表第2 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育に関する事	各教科等における指導に関する事	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画(ティーム・ティーチング、教材作成等)
		食に関する健康課題の相談指導に関する事	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導(実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等)
2	主として学校給食の管理に関する事	栄養管理に関する事	学校給食実施基準に基づく栄養管理(献立作成、栄養摂取状況の把握)
		衛生管理に関する事	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言)

備考

校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関する事」に掲げるものを参考にした上で、栄養教諭の職務とすることも可能である。

【制定の理由】

養護教諭及び栄養教諭がその専門性を発揮し本来の業務に集中できる環境整備が必要となったことから、標準的な職務を明確化するため、新たに要綱を策定するものです。

なお、この要綱については、文部科学省が作成した例を参考にしています。

議案第 3 号

四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の改正について

四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 2 1 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令

四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程（平成 18 年四万十町教育長訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

自☐家☐用☐車☐公☐務☐使☐用☐登☐録☐簿

所属		職名	氏名												
学校長確認		車種	登録番号	自賠責保険			任意保険							運転免許 取得年月日 有効期限	車検有効 期
年月日	サイン 又は印			会社名	保 番 号	有 期 間	会社名	保 番 号	対 人 保 険 額	対 物 保 険 額	搭 乗 者 保 険 額	有 期 間			

※学校長確認は、原本（自賠責保険証、任意保険証、運転免許証、車検証）により確認すること。
学校長確認後、写しを教育長に提出すること。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【改正の理由】

この規程については、本町立小中学校等の県費負担教職員が公務に自家用車を使用する場合について、必要な事項を定めているものです。公務に使用する車両については、あらかじめ登録しておくこととしており、その際の用いる登録簿には「届出者のサイン又は印」を要するとしてまいりましたが、使用できる状態の車両であることなどの確認は、学校長において行っていることから、「届出者のサイン又は印」は必要としない取り扱いに変更するため、登録簿（様式）の改正を行うものです。また、この改正は、事務の効率化も目的としています。

議案第4号

四万十町社会教育委員の委嘱について

四万十町社会教育委員条例第2条に基づき、社会教育委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和6年3月21日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町社会教育委員

区 分	氏 名	住 所	備考
(1) 学校教育の関係者	槇野 一人	四万十町●●●●	新規
(2) 社会教育の関係者	田村 亮	四万十町●●●●	新規
	松下 正明	四万十町●●●●	再任
(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	酒井 紀子	四万十町●●●●	再任
	味元 加奈	四万十町●●●●	新規
(4) 学識経験のある者	本井 ゆき	四万十町●●●●	再任
	林 瑞穂	四万十町●●●●	新規

任期 : 令和6年4月1日から令和8年3月31日

参 考

■ 委員とする者の氏名等

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	榎野 一人（まきの かずと） 新任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	会社員 ・教育振興計画策定委員 ・小中学校 PTA 連絡協議会会長 現在、教育振興計画策定委員としての役職を務め、教育行政に関しての知見があります。 また小中学校 PTA 連絡協議会会長も務め、教育活動全般において、その振興に大きく貢献されている。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	田村 亮（たむら りょう） 新任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	四万十町役場 にぎわい創出課 ・大正連合青年団長 青年団活動では、団長として地域の様々な行事等参加するなど、何事にも前向きで、広い視野を持って活動を行うと共に青年団活動のみならず、地域の活性化・振興等にも貢献している。 また、常日頃より社会教育の重要性を理解し、青年団活動等を通じ生涯にわたる学習やスポーツ活動等を奨励する活動を行うなど、本町の社会教育行政の推進にも寄与している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	松下 正明（まつした まさあき） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	会社員 ・町立図書館十和分館整備検討委員 ・元 教員（兵庫県加古川市小・中学校 校長） 県外で小・中学校の校長として長い勤務経験があり、退職後、四万十町に移住されている。現在は、四万十川ジップラインのインストラクター、十和地域の放課後子ども教室や剣道の指導者として、町内の社会教育の振興に大きく貢献されており、社会教育委員（社会教育の関係者）とし

	て適任である。
--	---------

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	酒井 紀子（さかい のりこ）再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	団体役員 ・ 文化的施設と育つ会とおわ 会長 ・ 四万十町連合婦人会 十和支部 ・ 町立図書館十和分館整備検討委員 ・ 元 四万十町文化的施設検討委員 ・ 元 十和地域まちづくり推進協議会委員 「文化的施設と育つ会とおわ」や「四万十町連合婦人会」などの団体に所属し、地域住民、保護者など様々な立場で地域づくりや社会教育、文化の分野において精力的に活動している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	味元 加奈（みもと かな）新任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	くぼかわ保育所（臨時職員） 四万十町役場 企画課（会計任用職員） 令和4年度に四万十町役場を退職され、現在は会計任用職員として役場企画課に勤務している。商工観光課や健康福祉課、企画課等で様々な分野での勤務経験があり行政全般に幅広い知見があります。また、保育所へも勤務し加配保育を担当、ファミリーサポートセンターの会員でもあり、保護者としても地域活動に貢献しています。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	本井 ゆき（もとい ゆき）再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	しまんと町社会福祉協議会職員 長年にわたり社会福祉協議会に勤務され、相談専門員などを務め高齢者福祉、障がい児・障がい者福祉、難病相談支援に携わり障碍者の生涯学習活動に関しても専門的知識を有しており、社会教育の振興に大きく貢献されている。

住 所	四万十町●●●●
氏 名	林 瑞穂（はやし みずほ） 新任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	大正中町地区区長 ・元 生涯学習課長 長年、町役場職員として勤められ、令和4年度に生涯学習課長を最後に定年退職された。在職中は、公民館勤務など、長年教育行政に携わり、社会教育全般に精通しており社会教育委員（学識経験者）として適任である。現在は、地区長として地域活動に貢献している。

○四万十町社会教育委員条例（平成18年四万十町条例第172号） 抜粋
（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、
四万十町社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、次に掲げる者の中から委嘱するものとする。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者

（定数）

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

（任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

議案第 5 号

四万十町スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第 3 2 条第 1 項及び四万十町スポーツ推進委員に関する規則第 3 条及び第 4 条に基づき、スポーツ推進委員を別紙のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 2 1 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町スポーツ推進委員

区 分	氏 名	住 所	備考
社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及びスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うのに必要な熱意と能力を有する者	廣田 哲男	四万十町●●●●●	再任
	田邊 一忠	四万十町●●●●●	再任
	八木 敏伸	四万十町●●●●●	再任
	武田 秀義	四万十町●●●●●	再任
	山本 俊之	四万十町●●●●●	再任
	西村 勝文	四万十町●●●●●	再任
	利岡 守	四万十町●●●●●	再任
	中平 良子	四万十町●●●●●	再任
	牧野 秀男	四万十町●●●●●	再任
	羽方 厚司	四万十町●●●●●	再任
	田邊 誠進	四万十町●●●●●	再任
	林 浩史	四万十町●●●●●	再任
	中平ゆかり	四万十町●●●●●	再任
	竹内 浩子	四万十町●●●●●	再任
	松下 知史	四万十町●●●●●	再任

任期 ： 令和6年4月1日から令和8年3月31日

参 考

■ 委員とする者の氏名等

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	廣田 哲男（ひろた てつお） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・元高幡消防組合清流消防署 職員 平成16年3月31日退職 旧大正町の時から生涯スポーツの普及振興に積極的に取り組んでおり、中でもバレーボール、陸上競技については自らの実践経験をもとに、子どもから大人までを指導し競技力の向上と指導者育成に努めている。 また、現在グラウンドゴルフ活動を通し、軽スポーツの普及に組みながら、各種スポーツ事業等への協力を積極的参加して、四万十町のスポーツ振興に大きく貢献している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	田邊 一忠（たなべ かずただ） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・会社員 町内外のソフトボール大会への参加、公式審判員としても積極的に活動し、競技の普及、競技力の向上、指導者の育成に努めています。 また、各種スポーツ行事等への協力、軽スポーツ、レクリエーションの普及等積極的に活動している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	八木 敏伸（やぎ としのぶ） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・林業 長きにわたって空手の選手として活動をしており、選手の傍ら、健全な精神の育成を目的とし、小・中学生へ空手の指導も行っている。また、スポーツ推進委員としても、生涯スポーツ・レクリエーションの普及等に取り組む活動を行っており、本町のスポーツ振興及び健全育成に大きく貢献している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	武田 秀義（たけだ ひでよし） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）

推薦理由	・四万十町議会議員 旧窪川町体育指導委員、合併後四万十町体育指導委員（スポーツ推進委員）として、多年にわたり社会体育の振興に尽力され、その普及・発展に寄与している。 また、桜マラソン実行委員も務めており、四万十町の交流人口の拡大・スポーツ人口の増加に貢献している。
------	---

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	山本 俊之（やまもと としゆき） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・団体職員 大正・十和地域の生涯スポーツの振興に取組み、町内のスポーツ事業へ職場、地域チームとして積極的に参加、協力もあり、スポーツもサッカーをはじめ多岐にわたり活動している。 また、スポーツ推進委員の後継者として、若くスポーツに対して積極的な行動力に期待する。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	西村 勝文（にしむら かつふみ） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・団体職員 大正、十和地域の生涯スポーツの振興に取組み、特にソフトボールにおいては選手としても後輩の指導、競技の普及、発展にと貢献している。 また、町内の各スポーツ事業等のスタッフとして積極的に携わっている。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	利岡 守（としおか まもる） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・元高幡消防組合清流消防署 職員 平成19年3月31日 退職 野球・ソフトボールの経験もあり、現在も公式審判員として積極的に活動をしている。また、特に野球等を中心に指導者の育成にも努めると共に野球場の整備等もボランティアで積極的に行うなど、スポーツの発展・技術力の向上、環境面の整備等に寄与している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	中平 良子（なかひら よしこ）再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	平成１１年より十和地域の生涯スポーツの普及・振興に取り組み、その後、平成１９年に大正スポーツクラブ、平成２５年から大正・十和スポーツクラブの事務局職員として、駅伝やマラソン、各種スポーツ大会などスポーツ事業の実施・運営等に長年携わって経験・知識が豊富である。現在も、両地域の生涯スポーツの普及・振興に日々尽力されている。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	牧野 秀男（まきの ひでお）再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・ＮＰＯ法人くぼかわスポーツクラブ 元会長 旧窪川町体育指導委員、体育協会理事、同副会長を務められ、ＮＰＯ法人くぼかわスポーツクラブを設立し、本町のスポーツ振興の中心を担う存在となっている。 また、ソフトボール協会会長も務めており、積極的に町内で大会を開催。四万十町の交流人口の拡大・スポーツ人口の増加に貢献している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	羽方 厚司（はかた あつし）再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	影野スポーツ少年団のソフトボールコーチや、高南スポーツ少年団のソフトボール監督を務めるなど、日頃からスポーツ・レクリエーションの普及等に積極的に取り組んでいる。 また、四万十町子ども会連合会の会長も務めており、ソフトボール大会や駅伝大会等を主催し、青少年健全育成の一助を果たすなど、その活動は他の模範となるものであり、四万十町のスポーツの発展に大きく貢献している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	田邊 誠進（たなべ せいしん）再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）

推薦理由	長年ソフトボールの経験があり、町内のスポーツ事業へ職場・地域のチームとして積極的に参加、協力されている。特にソフトボール・バレーボールでは競技力の向上と指導者としての向上につとめ、生涯スポーツの振興に貢献している。 また、スポーツ少年団のバレーボールのコーチとして、青少年健全育成にも努めている。
------	--

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	林 浩史（はやし ひろふみ） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	中学時代には軟式野球、高校時代にはバスケットボールに励み、現在はバレーボールに取り組むなど、長い間スポーツに親しんできた。 スポーツ推進委員の後継者として、本町のスポーツ振興のために、若い積極的な行動力に期待する。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	中平 ゆかり（なかひら ゆかり） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	小学校からバレーボールを続けており、ランニングでも駅伝大会等、町内のスポーツ事業へ職場・地域のチームとして積極的に参加、協力されている。 また、スポーツ全般に興味をもっており、スポーツ推進委員としての活動に期待する。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	竹内 浩子（たけうち ひろこ） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	NPO法人くぼかわスポーツクラブの職員として生涯スポーツの普及振興に積極的に活動、尽力している。 また、B&G海洋センターで水泳のコーチを務めており、多くの教え子が全国大会やインターハイで活躍するなど、本町のスポーツ振興に大きく寄与している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	松下 知史（まつした ともふみ） 再任

生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	学生時代にソフトボールと陸上部に所属しており、現在でも町内のマラソン大会や駅伝にスタッフとして参加するなど、スポーツの普及に取り組んでいる。また、大正・十和スポーツクラブの理事を務めており、四万十町のスポーツ振興に大きく貢献している。 スポーツ推進委員の後継者として、本町のスポーツ振興のために、若い積極的な行動力に期待する。

○スポーツ基本法 抜粋

〔平成二十三年六号外法律第七十八号〕

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

○四万十町スポーツ推進委員に関する規則 抜粋

平成 18 年四万十町教育委員会規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他スポーツ推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
 - (2) 住民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。
 - (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し、協力すること。
 - (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
 - (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
 - (6) 社会体育施設の管理運営に関し、審議し、助言を行うこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び住民に対してスポーツに関する指導助言を行うこと。
- 2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

(定数)

第 3 条 **委員の定数は、18 人以内とする。**

(任期)

第 4 条 **委員の任期は、2 年とする。**ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においても委員を解嘱することができる。
- 3 委員は、再任されることができる。

議案第 6 号

四万十町窪川 B & G 海洋センター運営委員会委員の委嘱について

四万十町窪川 B & G 海洋センター第 2 条に基づき、四万十町窪川 B & G 海洋センター運営委員会委員を別紙のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 2 1 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町窪川B & G海洋センター運営委員会委員

区 分	氏 名	住 所	備考
四万十町スポーツ推進委員(四万十町窪川B & G海洋センターの指定管理団体の役員及び職員を除く。)	廣田 哲男	四万十町●●●●●	再任
	田邊 一忠	四万十町●●●●●	再任
	八木 敏伸	四万十町●●●●●	再任
	武田 秀義	四万十町●●●●●	再任
	山本 俊之	四万十町●●●●●	再任
	西村 勝文	四万十町●●●●●	再任
	利岡 守	四万十町●●●●●	再任
	中平 良子	四万十町●●●●●	再任
	牧野 秀男	四万十町●●●●●	再任
	羽方 厚司	四万十町●●●●●	再任
	田邊 誠進	四万十町●●●●●	再任
	林 浩史	四万十町●●●●●	再任
	中平ゆかり	四万十町●●●●●	再任
	松下 知史	四万十町●●●●●	再任

任期 ： 令和6年4月1日から令和8年3月31日

参 考

■ 委員とする者の氏名等

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	廣田 哲男（ひろた てつお） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	・元高幡消防組合清流消防署 職員 平成16年3月31日退職 旧大正町の時から生涯スポーツの普及振興に積極的に取り組んでおり、中でもバレーボール、陸上競技については自らの実践経験をもとに、子どもから大人までを指導し競技力の向上と指導者育成に努めている。 また、現在グラウンドゴルフ活動を通し、軽スポーツの普及に組みながら、各種スポーツ事業等への協力を積極的参加して、四万十町のスポーツ振興に大きく貢献している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	田邊 一忠（たなべ かずただ） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	・会社員 町内外のソフトボール大会への参加、公式審判員としても積極的に活動し、競技の普及、競技力の向上、指導者の育成に努めています。 また、各種スポーツ行事等への協力、軽スポーツ、レクリエーションや普及等積極的に活動している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	八木 敏伸（やぎ としのぶ） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	・林業 長きにわたって空手の選手として活動をしており、選手の傍ら、健全な精神の育成を目的とし、小・中学生へ空手の指導も行っている。また、スポーツ推進委員としても、生涯スポーツ・レクリエーションの普及等に取り組む活動を行っており、本町のスポーツ振興及び健全育成に大きく貢献している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	武田 秀義（たけだ ひでよし） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）

四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	・四万十町議会議員 旧窪川町体育指導委員、合併後四万十町体育指導委員（スポーツ推進委員）として、多年にわたり社会体育の振興に尽力され、その普及・発展に寄与している。 また、桜マラソン実行委員も務めており、四万十町の交流人口の拡大・スポーツ人口の増加に貢献している。
--------------------	---

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	山本 俊之（やまもと としゆき） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	・団体職員 大正・十和地域の生涯スポーツの振興に取組み、町内のスポーツ事業へ職場、地域チームとして積極的に参加、協力もあり、スポーツもサッカーをはじめ多岐にわたり活動している。 また、スポーツ推進委員の後継者として、若くスポーツに対して積極的な行動力に期待する。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	西村 勝文（にしむら かつふみ） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	・団体職員 大正、十和地域の生涯スポーツの振興に取組み、特にソフトボールにおいては選手としても後輩の指導、競技の普及、発展にと貢献している。 また、町内の各スポーツ事業等のスタッフとして積極的に携わっている。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	利岡 守（としおか まもる） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	・元高幡消防組合清流消防署 職員 平成19年3月31日 退職 野球・ソフトボールの経験もあり、現在も公式審判員として積極的に活動をしている。また、特に野球等を中心に指導者の育成にも努めると共に野球場の整備等もボランティアで積極的に行うなど、スポーツの発展・技術力の向上、環境面の整備等に寄与している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	中平 良子（なかひら よしこ） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	平成１１年より十和地域の生涯スポーツの普及・振興に取り組み、その後、平成１９年に大正スポーツクラブ、平成２５年から大正・十和スポーツクラブの事務局職員として、駅伝やマラソン、各種スポーツ大会などスポーツ事業の実施・運営等に長年携わって経験・知識が豊富である。現在も、両地域の生涯スポーツの普及・振興に日々尽力されている。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	牧野 秀男（まきの ひでお） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	・ N P O 法人くぼかわスポーツクラブ 元会長 旧窪川町体育指導委員、体育協会理事、同副会長を務められ、N P O 法人くぼかわスポーツクラブを設立し、本町のスポーツ振興の中心を担う存在となっている。 また、ソフトボール協会会長も務めており、積極的に町内で大会を開催。四万十町の交流人口の拡大・スポーツ人口の増加に貢献している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	羽方 厚司（はかた あつし） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	影野スポーツ少年団のソフトボールコーチや、高南スポーツ少年団のソフトボール監督を務めるなど、日頃からスポーツ・レクリエーションの普及等に積極的に取り組んでいる。 また、四万十町子ども会連合会の会長も務めており、ソフトボール大会や駅伝大会等を主催し、青少年健全育成の一助を果たすなど、その活動は他の模範となるものであり、四万十町のスポーツの発展に大きく貢献している。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	田邊 誠進（たなべ せいしん） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）

四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	長年ソフトボールの経験があり、町内のスポーツ事業へ職場・地域のチームとして積極的に参加、協力されている。特にソフトボール・バレーボールでは競技力の向上と指導者としての向上につとめ、生涯スポーツの振興に貢献している。 また、スポーツ少年団のバレーボールのコーチとして、青少年健全育成にも努めている。
--------------------	--

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	林 浩史（はやし ひろふみ） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	中学時代には軟式野球、高校時代にはバスケットボールに励み、現在はバレーボールに取り組むなど、長い間スポーツに親しんできた。 スポーツ推進委員の後継者として、本町のスポーツ振興のために、若い積極的な行動力に期待する。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	中平 ゆかり（なかひら ゆかり） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	小学校からバレーボールを続けており、ランニングでも駅伝大会等、町内のスポーツ事業へ職場・地域のチームとして積極的に参加、協力されている。 また、スポーツ全般に興味をもっており、スポーツ推進委員としての活動に期待する。

住 所	四万十町●●●●●
氏 名	松下 知史（まつした ともふみ） 再任
生年月日	●●●●年●●月●●日（●●才）
四万十町スポーツ推進委員への推薦理由	学生時代にソフトボールと陸上部に所属しており、現在でも町内のマラソン大会や駅伝にスタッフとして参加するなど、スポーツの普及に取り組んでいる。また、大正・十和スポーツクラブの理事を務めており、四万十町のスポーツ振興に大きく貢献している。 スポーツ推進委員の後継者として、本町のスポーツ振興のために、若い積極的な行動力に期待する。

参 考

○四万十町窪川B＆G海洋センター管理規則 抜粋

平成 18 年四万十町教育委員会規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四万十町窪川B＆G海洋センター条例（平成 20 年四万十町条例第 38 号）第 21 条の規定に基づき、四万十町窪川B＆G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会)

第 2 条 海洋センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員 18 人以内で組織する。

3 委員は、四万十町スポーツ推進委員に関する規則（平成 18 年四万十町規則第 35 号）第 3 条の規定により委嘱された委員（海洋センターの指定管理団体の役員及び職員を除く。）をもって充てる。

4 委員の任期は、2 年とする。

5 運営委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

議案第 7 号

四万十町文化財保護審議会委員の委嘱について

四万十町文化財保護条例第 4 8 条第 3 項に基づき、四万十町文化財保護審議会委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 2 1 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

文化財保護審議会委員

区 分	氏 名	住 所	備考
学識経験を有する者	酒井 寿哉	四万十町●●●●●	再任
	中津 吉弘	四万十町●●●●●	再任
	田邊 猛	四万十町●●●●●	再任
	宮地 昌美	四万十町●●●●●	再任
	伊賀 修	四万十町●●●●●	再任
	横山 藍	●●●●●●●●●●	再任
	竹内 幸喜	四万十町●●●●●	新規

任期 ： 令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

参 考

■ 委員とする者の氏名等

住 所	四万十町●●●●
氏 名	酒井 寿哉（さかい としや） 再任
生年月日	昭和●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・元四万十町職員 平成２３年度から四万十町文化財保護審議委員を務め、主に十和地区の文化財及び郷土文化等に関する保護活動や、高知県文化財巡視員として文化財推進活動を積極的に行っている。

住 所	四万十町●●●●
氏 名	中津 吉弘（なかつ よしひろ） 再任
生年月日	昭和●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・元教職員 令和４年度より文化財保護審議委員を務め、高校の社会科の教職員として長年勤められ、退職後も「古文書を読む会」へ加入するなど、郷土資料への興味関心があり、今後の活動にご尽力いただけると考えられる。

住 所	四万十町●●●●
氏 名	田邊 猛（たなべ たけし） 再任
生年月日	昭和●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・神主 平成２４年度から四万十町文化財保護審議委員を務め、主に大正地区の文化財及び郷土文化等に関する保護活動や、高知県文化財巡視員として積極的に活動いただいている。

住 所	四万十町●●●●
氏 名	宮地 昌美（みやじ まさみ） 再任
生年月日	昭和●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・雑貨屋勤務 四万十町合併当時の平成１８年度から文化財保護審議委員を務め、主に十和地区の文化財に関する知識と経験が豊富であり、合併後も今日に至るまで文化財保護推進にご尽力いただいている。

住 所	四万十町●●●●
氏 名	伊賀 修（いが おさむ） 再任
生年月日	昭和●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・ 人権擁護委員 平成 26 年度から四万十町文化財保護審議委員を務められ、主に十和地区を中心に、様々な文化財・文化活動に触れてきた経験から文化財保護推進活動にも理解がある。

住 所	●●●●●●●●
氏 名	横山 藍（よこやま あい） 再任
生年月日	昭和●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・ 高知県埋蔵文化財センター職員 学芸員の資格を持っており、主に設計測量等建築関係の仕事に従事した経験を活かして、平成 28 年度より文化財保護審議委員を務められています。 学芸員という専門的視点は、幅広く様々な文化財を所有する四万十町のこれからの文化振興・文化財保護推進に必要不可欠であると考えられる。

住 所	四万十町●●●●
氏 名	竹内 幸喜（たけうち こうき） 新任
生年月日	昭和●●年●●月●●日（●●才）
推薦理由	・ 元四万十町職員 令和 5 年度に四万十町役場を退職され、一級建築士の資格をお持ちで技術職として採用された後は土木・建設業に携わる業務に長年従事し、専門分野における知識も豊富であることから令和 6 年度からは四万十町文化的景観整備管理委員を務められている。

○四万十町文化財保護条例（平成 18 年四万十町条例第 179 号） 抜粋

第 7 章 四万十町文化財保護審議会
（設置及び任務）

第 47 条 教育委員会に、四万十町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

3 審議会は、文化財施設の管理運営について審議し、それに必要な調査及び研究を行うものとする。

（委員等）

第 48 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第 49 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議を行う期間とする。

○四万十町文化財保護条例施行規則 抜粋
（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 33 号）

（文化財保護審議会）

第 14 条 条例第 47 条の規定による四万十町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に委員の互選によって会長、副会長各 1 人を置く。

2 会長は、審議会を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 審議会の会議は、必要に応じ開催し、会長が招集する。

4 審議会の庶務は、四万十町教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

議案第 8 号

四万十町図書館協議会委員の任命について

四万十町立図書館設置条例第 7 条第 2 項に基づき、四万十町図書館協議会委員を下記のとおり任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 2 1 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町図書館協議会委員

区 分	氏 名	住 所	備 考
(1) 学校教育及び社会教育の関係者			
(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	刈谷 明子	四万十町●●●●●	再任
(3) 学識経験のある者	武内 文治	四万十町●●●●●	再任
	金子 仁	四万十町●●●●●	再任
	竹村 君子	四万十町●●●●●	再任

任期 ： 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

※ 「(1) 学校教育及び社会教育の関係者」については、四万十町小中学校図書館協議会から推薦される小学校長又は中学校長 1 名を予定している。(4 月 1 日決定予定)

参 考

四万十町立図書館設置条例（平成 18 年四万十町条例第 175 号） 抜粋
（図書館協議会）

第 7 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

3 委員の定数は、5 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員が職務を行うために要する費用弁償については、別に定める。

議案第 9 号

四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱又は任命について

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱第 9 条第 3 項に基づき、四万十町放課後子ども教室運営委員会委員を別紙のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 2 1 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町放課後子ども教室運営委員会委員

区 分	氏 名	住 所	備 考
(1) 子ども教室(指導者)の代表者	市川 絢子	四万十町●●●●●	再任 口神ノ川放課後子ども教室
	佐竹 佐代子	四万十町●●●●●	新任 北ノ川放課後子ども教室
	高橋 知佐	四万十町●●●●●	再任 昭和放課後子ども教室
(2) 子ども教室(保護者)の代表者			
(3) 四万十町PTA連合会の代表者			
(4) 学校関係の代表者			
(5) コーディネーターの代表者			
(6) 町職員			健康福祉課長
			町民課長
(7) 教育委員会職員			生涯学習課長

任期 ： 令和6年4月1日から令和8年3月31日

※ 「(2) 子ども教室(保護者)の代表者」から「(5) 第11条第1項に規定するコーディネーターの代表者」については、来年度の体制が決まってから依頼する。

また、「(6) 町職員」及び「(7) 教育委員会職員」については、人事異動後に決定する。

参 考

○四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱 抜粋

平成 20 年 2 月 12 日教育委員会告示第 2 号

(運営委員会)

第 9 条 子ども教室の運営方法等を検討するため、四万十町放課後子ども教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定
- (2) 安全管理方策の調査及び検討
- (3) 広報活動方策の調査及び検討
- (4) ボランティア等の地域協力者の人材確保方策の調査及び検討
- (5) 活動プログラムの企画
- (6) 事業実施後の検証・評価
- (7) その他事業の運営に関し必要な事項

3 運営委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども教室（指導者）の代表者
- (2) 子ども教室（保護者）の代表者
- (3) 四万十町 P T A 連合会の代表者
- (4) 学校関係の代表者
- (5) 第 11 条第 1 項に規定するコーディネーターの代表者
- (6) 町職員
- (7) 教育委員会職員

4 前項 6 号に定める町職員は、健康福祉課長及び町民課長を第 7 号の教育委員会職員は、生涯学習課長をもって充てる。

5 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

7 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

8 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第 10 条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 運営委員会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(コーディネーター)

第 11 条 子ども教室の円滑な運営、総合的な調整等を行うため、コーディネーターを置く。

2 コーディネーターは、次に掲げる事項を掌る。

- (1) 子ども教室の指導者等への助言・指導、学校長との調整等
- (2) 子ども教室の活動プログラムの企画・策定
- (3) 保護者、ボランティア等に対する子ども教室への参加誘導
- (4) その他子ども教室の実施に関し必要な事項

3 コーディネーターに登録を申請するものは、四万十町放課後子ども教室開設事業コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター登録申込書（第 2 号様式）を、教育委員会に提出するものとする。

4 教育委員会は、前項の申請のあった者を承認したときは、コーディネーター登録台帳に登載し、登録証を発行する。

5 教育委員会は、コーディネーターから登録取り消しの申し出があったとき、心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又はコーディネーターとして適さないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

議案第 10 号

令和 6 年度四万十町教育行政方針の策定について

令和 6 年度四万十町教育行政方針の策定について、委員会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 21 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第 11 号

令和 6 年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員人事異動について

令和 6 年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおり行うこと
について、委員会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 21 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

